

BTMU

■ WEEKLY DIGEST

【經 濟】

- ・世銀・IMF 2014 年の中国 GDP 成長率 7.4%予測
- ・人民銀行 不動産購入規制を緩和

【金融・為替】

- ・上半期の経常黒字は GDP の 1.8%に縮小
- ・6月末の外債残高 第1四半期末から 234 億米ドル増加

■ 人民元レビュー

- ・引き続き堅調推移を予想

■ EXPERT VIEW

- ## ・カルテルに対する行政処罰

本邦におけるご照会先：
三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695（代表）大阪:06-6206-8434（代表）名古屋:052-211-0544（代表）

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆世銀・IMF 2014 年の中国 GDP 成長率 7.4%予測

世界銀行は6日、「東アジア・大洋州地域半期経済報告」を発表した。中国の2014年のGDP成長率の予測を前回の7.6%から7.4%に下方修正し、その要因として、中国政府が持続可能な成長のための経済構造改革を進める中での、シャドー・バンキングや地方政府債務の抑制等の影響を挙げた。また、2015年についても、前回の7.5%から7.2%に下方修正した。一方、国際通貨基金(IMF)は7日、「世界経済見通し」を発表し、2014年の中国のGDP成長率について、インフラ投資や政府の中小企業支援等の効果が見込まれるとして、前回7月の予測と横ばいの7.4%、2015年については投資の鈍化、不動産市場の落ち着き等から、前回の予測と同じく2014年からわずかに減速する7.1%との見通しを示した。なお、IMFは世界全体のGDP成長率予測について、2014年は前回から0.1ポイント引き下げて3.3%、2015年は前回から0.2ポイント引き下げて3.8%とした。

◆人民銀行 不動産購入規制を緩和

中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会は30日、「住宅金融サービス業務をより一層適切に行うことについての通知」を発表し、これまでの不動産購入規制を緩和した。具体的には、1世帯における2軒目の住宅購入について、従来、頭金比率を住宅価格の6割以上、住宅ローン金利を中国人民銀行の基準金利の1.1倍以上としてきたものを、今後、1軒目の住宅ローンが完済されれば、2軒目も1軒目と同様に、頭金比率を住宅価格の3割以上、住宅ローン金利を基準金利の0.7倍以上とした。また、3軒目以降の住宅購入については、従来、銀行による住宅ローンの提供が一時停止とされていたが、今後、2軒目までの住宅ローンが完済されれば、銀行が自ら頭金比率と金利基準を決め、住宅ローンを提供することを認めるとした。さらに、在外非居住者による住宅購入に対しても、一時停止していた住宅ローンの提供を今後認めるとした。政府は2010年以降の不動産市場の過熱に対応して一連の不動産価格抑制策を打ち出したが、ここに来て不動産市場の低迷が鮮明になったことを受け、今回の規制緩和に踏み込んだものと見られている。

【金融・為替】

◆上半期の経常黒字はGDPの1.8%に縮小

国家外貨管理局(外管局)は9月29日、「2014年上半期中国国際収支報告」を発表した。1-6月の経常収支の黒字は前年同期比▲18.0%の805億米ドルで、GDPに占める比率は1.8%と前期より0.7ポイント低下した。うち、貨物・サービス貿易黒字は前年同期比▲15.0%の868億米ドルで、GDPに占める比率は2.0%と前期より0.6ポイント低下した。外管局は、経済の自律的成長力が増し、経済収支のバランスが改善したことを示しているとした。また、資本・金融収支について、1-3月は940億米ドルの純流入となったものの、4-6月は162億米ドルの純流出となり、1-6月では778億米ドルの純流入となった。特に直接投資分野以外での資金移動が大きかったとし、内外の経済金融環境の変化と人民元為替相場の変動が、第2四半期の資金流出に繋がった要因と分析した。なお、1-6月の外貨準備高の増加額は1,486億米ドル、6月末の外貨準備残高は3兆9,932億米ドルとなった。外管局は今後の方針として、外貨取引手続きの簡素化、統計・モニタリングシステムの改善、外貨準備の運用改善、システミックリスクの発生防止等を挙げた。

◆6月末の外債残高 第1四半期末から234億米ドル増加

国家外貨管理局の9月26日の発表によると、2014年6月末の対外債務残高は、前期末の8,838.7億米ドルから234億米ドル増加して9,072.4億米ドルとなった。内訳は、登記外債が5,790.4億米ドル、貿易信用が3,282.0億米ドル。期間別では、中長期外債が1,913.7億米ドル、短期外債が7,158.6億米ドルで、短期外債の構成を見ると、企業間の貿易与信(輸出前受、輸入延払等)と銀行の貿易融資によるものが68.4%を占めており、同局は、短期外債は主に輸出入貿易の実需が伴うもので、対外貿易額と外貨準備高に比べて規模が小さいため、リスク・コントロールは基本的に可能であるとした。

＜中国対外債務残高構成表＞

項目		2014年第2四半期末		2014年第1四半期末	
		金額 (億米ドル)	構成比 (%)	金額 (億米ドル)	構成比 (%)
対外債務残高		9,072.35	—	8,838.67	—
期間別	中長期	1,913.72	21.1	1,930.49	21.8
	短期	7,158.63	78.9	6,908.18	78.2
	企業間貿易与信 銀行貿易融資	— —	68.4	— —	68.1
種類別	登記外債	5,790.35	63.8	5,648.67	63.9
	中資系金融機関	2,906.40	50.2	2,848.81	50.4
	外商投資企業	1,745.25	30.1	1,681.23	29.8
	外資金融機関	718.56	12.4	700.44	12.4
	国務院部・委員会	343.70	5.9	343.95	6.1
	中資企業	76.44	1.3	69.95	1.2
	その他	0.00	0.0	4.29	0.1
	貿易信用	3,282.00	36.2	3,190.00	36.1

(出所) 外貨管理局発表データを基に作成

CHINA WEEKLY

人民元レビュー

◆引き続き堅調推移を予想

今週の人民元は国慶節であったことから 7 日まで休場となり、8 日に 6.13 台後半で寄り付いた。一時は香港のデモ拡大が懸念されたが、香港ハンセン株価指数の下落幅が縮小し始めるなど、落ち着きを見せ始めた。中国人民銀行が人民元の対ドル基準値を国慶節前の 6.15 台から 6.14 台へと元高方向に引き上げたことも影響し、人民元は 6.13 台前半まで上昇して推移した。

来週は 13 日に 9 月の貿易統計の発表を控えている。昨年の 9 月は輸出が減少していたことから、対前年比では貿易黒字幅の 2 桁増が見込まれる。貿易黒字が拡大傾向にある為、需給面では元高圧力が強まりつつある。また、8 日に発表された HSBC 中国購買担当者指数(PMI)は、総合、サービス業共に前月を下回る結果となったものの、四半期毎の平均でみると両指数とも前期比上昇している。加えて、今週も対ドル基準値が元高方向に推移するなど、当局による元安誘導姿勢も伺えない。よって、来週の人民元も底堅く推移すると予想する。

もっとも、8 月の輸入の内訳を見ると、加工貿易(原材料を輸入し加工したものを輸出する貿易)は増加(寄与度+1.69%)した一方、一般貿易(国内で販売・消費する為の貿易)は減少(寄与度▲4.04%)しており、内需の低迷が懸念されている。一般貿易の今後の動向には注視する必要がある。

来週は、10 日～15 日に発表予定とされている 9 月末時点の外貨準備高や 9 月の社会融資総量に注目が要だ。為替相場や各資産価格が変動した影響もあるが、外貨準備高に増加が見られなければ、当局が介入を控えて元高を許容した可能性がある。また、人民元建融資額が 7 月の低迷から戻し基調となれば、景況感の改善を示すものとして、潜在的には人民元高の材料にもなり得よう。

(10 月 10 日作成)市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	前日比
2014.09.29	6.1312	6.1284~6.1571	6.1501	0.0231	5.6057	-0.0128	0.79162	0.0018	7.8084	0.0006	2.9000	2468.17	10.43
2014.09.30	6.1494	6.1384~6.1531	6.1395	-0.0106	5.6122	0.0065	0.79101	-0.0006	7.7812	-0.0272	2.9100	2474.59	6.42
2014.10.08	6.1362	6.1338~6.1398	6.1390	-0.0005	5.6769	0.0647	0.79135	0.0003	7.7648	-0.0164	3.4000	2494.50	19.91
2014.10.09	6.1330	6.1298~6.1352	6.1305	-0.0085	5.6898	0.0129	0.79047	-0.0009	7.8335	0.0687	3.0100	2501.48	6.98
2014.10.10	6.1300	6.1300~6.1345	6.1309	0.0004	5.6718	-0.0180	0.79010	-0.0004	7.7610	-0.0725	3.1000	2485.99	-15.49

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

カルテルに対する行政処罰

本年 8 月 15 日に国家發展改革委員会は、外国企業 12 社に対して、価格カルテル合意をしたことを理由に、総額約 12 億人民元の罰金を科しました。外国企業に対する中国での独占禁止法違反事例として報道されたところです。国家發展改革委員会は、当該事案について、価格監督検査・反独占局の HP 上に行政処罰決定書を、処分を科された外国の企業名を開示した上でこれを公表しました。本件では、行政処罰決定書に見られる中国での価格カルテル合意にかかわる規制の適用状況を考察してみたいと思います。

Q: 本年 8 月、外国の部品メーカー各社が、独占禁止法違反で、中国で多額の罰金を科されたとの新聞報道がありました。中国で、どのような事実や法律上の根拠によりこのような処罰がなされることになったのでしょうか？

A: 本件は、中国国務院の価格主管部門である国家發展改革委員会が、反独占法の執行機関として、いわゆる価格カルテル合意及びその実行行為について、外国企業 12 社に対し、罰金等の行政処罰を科した事案です。価格カルテル合意の形成が本国(中国国外)において行われたため、中国の反独占法が域外適用された例といえます。
市場競争規制法の各種の論点、議論からすると、本件は、非常に多くの論点、議論がありえるのですが、まずは、その概要等を以下に紹介します。

1、行政処罰決定書で認定された違法事実

行政処罰決定書で認定された違法事実は、対象製品及び行為者によりそれぞれ異なっています。その行為態様も異なるのですが、おおむね、次のような行為が認定されています。

- (1) 2 社又は複数社で会談を実施し、電話・メールをもって連絡し、価格情報を相互に交換し、価格協議を行い、多数回にわたり特定の完成品メーカーの発注見積りについて合意し、かつ、これを実施した。
- (2) 特定の会社と頻繁に会談を実施し、電話・メールを通じて連絡し、価格情報を交換し、価格協議を行い、多数回にわたり発注見積りについて合意し、かつ、これを実施した。
- (3) 完成品メーカーが送付する見積り依頼書について頻繁に競争企業と会談を実施し、又は電話・メールをもって連絡し、価格情報を相互に交換し、価格協議を行い、多数回にわたり特定の完成品メーカーの発注見積りについて合意し、かつ、これを実施した。
- (4) 複数の競争企業の輸出業務の担当者である営業部長クラスの者が、本国(中国国外)において特定の研究会に頻繁に参加し、中国市場を含む特定商品の価格引上げ方針、価格引上げの時期及びその幅の問題を協議し、代理店という側面からの経営情報のやり取りをした。会議は輪番で招集し、価格に調整を要する場合には、2~3 か月ごとに 1 回行い、その他の場合には、1 年ないし 2 年ごとに 1 回行った。

上記の行為は、大きく区分すると、特定の引合いごとに競争企業でなされた価格協議・合意の形成及び実施と、競争企業の担当者の会合を通じてなされた価格協議・合意の形成及び実施に区分されます。また、いずれの行政処罰決定においても、上記の価格協議・合意の形成及び実施が中国市場にかかわり、かつ、実際に受注した事実を認定しています。

2、行政処罰の根拠

いずれの行政処罰決定においても、その違法行為認定根拠は、同じであり、反独占法第 13 条第 1 項第 (1) 号の競争関係を有する事業者による「商品価格の固定又は変更」に係るカルテル合意を達した行為とされています。その処罰根拠は、同法第 46 条第 1 項、即ち、「事業者がこの法律の規定に違反し、カルテル合意を為し、かつ、実施した場合には、反独占法執行機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、前一年度の売上額の 1% 以上 10% 以下の罰金を併科する。」という規定とされています。

CHINA WEEKLY

本件の行政処罰では、いずれの事業者も、その違法行為の継続期間が長期であること、協議の頻度が高いことを理由に、「違法の状況が重大」と判断され、最高限度、即ち、前年度(2013 年)の売上高の10%をもって罰金が併科されるとした上で、後述するリニエンシーの適用により罰金額を減額しています。

3、リニエンシー制度の適用

反独占法第46条第2項及び「反価格独占行政法執行手続」第14条は、いわゆるリニエンシー(寛大措置)を定めています。具体的には、次のように規定されています。

- (1)最初に主導的に価格カルテル合意を達した関係状況を報告し、かつ、重要な証拠を提供した者：処罰を免除することができます。
- (2)2 番目に主導的に価格カルテル合意を達した関係状況を報告し、かつ、重要な証拠を提供した者：50%を下回らない幅で処罰を軽減することができます。
- (3)その他主導的に価格カルテル合意を達した関係状況を報告し、かつ、重要な証拠を提供した者：50%を上回らない幅で処罰を軽減することができます。

本件の行政処罰においては、上記(1)により行政処罰の免除を受けた会社 2 社、(2)により罰金額を60%減じられた会社 2 社、(3)により罰金額を40%減じられた会社 4 社、20%減じられた会社 4 社となっています。

4、本件に関するいくつかの留意点

本件では、中国の事業体ではなく、中国国外の本社における競争企業の価格情報の交換、合意の形成及び合意の実行の事実が中国法により行政処罰の対象とされています。反独占法は、中国国内の経済活動の中での独占行為に適用されるのですが、中国国外の独占行為についても、国内の市場競争に排除・制限する影響が生ずる場合には、これが適用されるとしています(反独占法2条、「反価格独占規定」2条)。「国内の市場競争に排除・制限する影響が生ずる」ことを要件として国外の行為に対しても自国の市場法(反独占法)を適用する、いわゆる「効果理論」によっています。

多国籍企業にとって、本国での競争企業との価格を含む取引情報の交換や、なんらかの合意は、中国のみならず、米国、EU といった「効果理論」を認めている国、地域においても同時に問題となります。本件においても、外国企業のいくつかについては、リニエンシーを受けていますが、多国籍企業がいずれかの理由で独占行為を自ら申告する場合には、米国、EU、中国その他の主要な事業地域において並行してその申告を行っており、この傾向は、今後も変わらないものと推測されます。行為企業としては、一度カルテル等の市場競争規制法違反行為が問題となった場合には、世界中の主要な事業地域での対応を要し、かつ、米国、EU と並び中国もその対応に要する費用(罰金等も含みます。)が巨額化する傾向があるといえると思います。

また、一般的に、各国及び地域の市場競争規制やその違反行為に対する処罰手続は、必ずしも同じ、又は同様の規定や手続・運用とはいえません。また、効果理論が「国外の行為が自国の市場に与える競争制限的效果」という抽象的基準を根拠に承認されている以上、その解釈・執行も一定程度の政策判断、即ち、政治性を有することは避けられません。例えば、日本国内でカルテル合意があり、タイの合弁会社で製造された部品が中国の完成品合弁メーカーに輸出され、完成品が米国企業により米国市場で販売されたような場合に、いずれの国が、いずれの事業者の違反行為に対し、どのような行政処分をすることができるのか、罰金を科す場合に、いずれの販売額をもってその基数とするのか等、非常に複雑な議論が生じます。

本件に関する中国での報道を見ると、一部の外国企業は、中国の中外合弁会社により製造・販売された対象製品の販売額について、外国企業に対する罰金額(の基数)から一定の減額をする主張をしたことが報告されています。公開された行政処罰決定書には、上記のような主張に対する判断が記載されていないので、上記の主張の事実を確認することもできない状況なのですが、この主張もカルテル合意により利益を享受した事業者に対する制裁(罰金等)をどのように理解すべきかという、解釈が非常に困難な問題を提起するものといえます。

CHINA WEEKLY

おそらく、(その理由はさまざまあると思うものの)中国では、今後、本件と同様の反独占法違反行為に対する処罰事件が増加し、かつ、罰金等の行政処罰も厳格化・高額化するものと思われます。日本企業がこうした事件の当事者となることも増加すると思われ、かつ、上記のように、こうした行為が中国という単独地域で違法行為として問題とされるものではないことを考えると、日本企業の早急な対応、是正が望まれます。

以上

露木・赤澤法律事務所

弁護士 赤澤 義文

外国法研究員 張 欣